

令和5年度 東京大学三鷹国際学生宿舎 大学院学生（チューター）入居者募集要項

1. 宿舎概要 (<http://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/housing/dormitory/mitaka/about/index.html>)

本宿舎は、その名称に示されているとおり、日本人学生と留学生との混住宿舎であり、その比率は7対3で、日常的な国際交流の場を目指しています。現在6棟の宿舎棟と多目的ホールを備えた共用棟よりなっており、605室が整備されています。

2. 所在地

〒181-0004 東京都三鷹市新川6-22-20

JR中央線または京王井の頭線「吉祥寺」駅下車。

吉祥寺駅公園口（南口）を出て、マルイ前からバス乗車。

・小田急バス3番乗り場 吉01、境92系統「武蔵境駅南口行」

・小田急バス4番乗り場 吉06系統「調布駅北口行」

「三鷹農協前」「新川通り」各停留所下車、徒歩約5分。

駒場キャンパスへの所要時間は45～60分。

3. 諸経費（下記名称及び金額については変更する場合があります。）

① 寄宿料月額	4,700円
② 光熱水費基本料金月額	2,550円（注1）
③ 共益費月額	500円（注2）
④ 修繕費月額	1,000円
⑤ 交流費月額	100円

諸経費月額合計 8,850円

⑥ 原状回復費 60,000円（注3）

（注1）居室部分の「光熱水費」については、基本料金以外に使用量に応じた料金が発生しますので、実際の諸経費月額合計は8,850円以上になります。

（注2）「共益費」とは、宿舎生の生活から生じたゴミの分別及び廃棄物品等の処理費用と、その他宿舎生の生活に関し必要となる費用を指します。

（注3）「原状回復費」とは、退去後の居室原状回復にかかる費用を指します。入居後6月末までに一括して支払っていただきます。

4. 諸設備

① 建物 鉄筋コンクリート3階建て（6棟）

② 居室（洋式個室13㎡）

シャワー・トイレユニット、ミニキッチン（IH式）、机、椅子、クローゼット、ベッド（マットレス・寝具なし）、エアコン、テレビアンテナ端子、インターネット端子（別途業者と個別契約）

※ 宿舎敷地内（棟内も含む）での火気の使用は禁じられています。

③ 共用施設

テニスコート、ラウンジ、ランドリールーム（全自動洗濯機・衣類乾燥機、いずれもコイン式）、多目的ホールなど

④ その他

敷地内各所に防犯カメラ設置

現在、宿舎内の生活フロアは基本的に男女別となっています。女子フロア入口はオートロックとなっており、女子用居室内には防犯ブザーが設置されています。

三鷹国際学生宿舎の概要は以下のウェブサイトからもご確認いただけます。

5. 入居者募集

下記のとおり募集しますので、入居を希望する者は必要書類を添えて出願してください。

1) 募集予定人数（下記人数については変更することがあります。）

男子 4 名 女子 11 名 合計 15 名

2) 出願資格

以下のいずれかに該当する大学院学生で、標記宿舎の留学生との交流に関心を持ち、**チューター活動を意欲的に行うことができる者**。なお4月1日時点で休学する学生は申請できません。

- ① 令和5年4月に本学の各研究科等に在籍（標準修業年限内）予定の者
- ② 三鷹国際学生宿舎の現院生会員で、令和5年4月に標準修業年限を超えて入居期間を1年間延長する者
- ③ 留学生は日本語が堪能で令和5年4月に入学が許可された者、および引き続き学籍がある者。ただし標準年限は超過しない。

具体的な活動内容については「三鷹国際学生宿舎院生会について」、「院生会活動内容」をご覧ください。

3) 出願手続

① 受付期間

令和5年1月10日（火）～令和5年1月20日（金）（必着）

② 出願方法

出願書類は③に示した提出先に**簡易書留**にて郵送または、直接持参してください。

郵送による場合は、上記受付期間内に到着したもの（1月20日（金）必着）に限り受け付けます。出願書類を角形2号封筒に入れ、封筒表面に出願者の氏名と郵便番号・住所を記入してください。

直接持参の場合、窓口受付時間は平日10時～16時（土・日・祝日は除く）です。

※ 窓口時間が変更となっている場合もあります。最新の情報を確認の上ご来校ください。提出された書類は返却できません。

出願書類に不備がある場合は無効となる場合もありますので、ご注意ください。

③ 提出先

〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学教養学部等学生支援課厚生チーム（アドミニストレーション棟1階6番窓口）

6. 出願書類等

- ① 東京大学三鷹国際学生宿舎入居申請書（大学院学生用）
- ② 研究科等指導教員等（下記のいずれか）の推薦所見
大学院学生：現在または令和5年4月以降の指導教員
学部学生：学科・コースの教員
社会人：職場の上司等、所見を述べられる者

- ③ 令和5年4月以降の活動予定表
- ④ 履歴書（所定用紙）

必ず写真を貼ってください。

- ⑤ 返信用封筒2枚（長形3号 横120mm×縦235mm A4用紙が三ツ折で入る大きさ）
出願者が用意し、**必ず郵便番号・住所・氏名を記入し、84円切手を貼ってください。**
面接日時の通知および入居選考結果通知の送付に使用します。
- ⑥ 返信用封筒（角形2号 横240mm×縦332mm A4用紙が折らずに入る大きさ）
出願者が用意し、**必ず郵便番号・住所・氏名を記入してください。**

入居「許可」者への入居手続書類等の送付に使用します。

- ⑦ 切手（210円分 定形外・普通郵便分 **返信用封筒に貼らないこと**）

入居「許可」者への入居手続書類等郵送料。「不許可」の場合は返送します。

※①、④の書類は手書きで作成してください。手書きによる記載が困難な場合は、出願書類の提出先までご連絡ください。

※③の書類のみ、院学生会（三鷹国際学生宿舎に居住する大学院学生で構成された組織）による面談用の書類としても利用されることがあります。

7. 選考

入居者の選考は、書類選考のほか、Zoomによるグループ面接を令和5年2月14日（火）9:30～15:50の間、15日（水）9:30～12:30の間に1グループにつき30分～40分程度予定しています。大学の面接試験後に院学生会による個別面接を実施しますので必ず受けてください。

面接日時については指定できません。後日、出願書類の返信用封筒にて詳細を郵送でお知らせします。

8. 入居許可者の発表及び入居許可関係書類の交付

令和5年2月17日（金）午前10時頃に教養学部等学生支援課掲示板（アドミニストレーション棟1階学生支援課前ロビー）及び総合文化研究科・教養学部のウェブサイト（<https://www.c.u-tokyo.ac.jp/campuslife/housing/dormitory/mitaka/selectionresult/index.html>）へ入居許可者の受付番号（面接日時通知文書に記載）を掲示するほか、出願者全員に入居選考結果通知文書を郵送します。

なお、電話による選考結果の問い合わせには一切応じられません。

また、入居に必要な書類については、3月2日（木）付けで返信用封筒により送付します。

注1) 研究科等への入・進学内定者で入・進学できなかった場合、入居許可は無効となります。

注2) 後日院学生会あてにチューター活動に関する「同意書」の提出が必要になります。入居辞退期限までに必ずご提出ください。

9. 入居期間

令和5年4月1日以降の指定された日から在籍する課程の標準修業年限内の指定された日まで。ただし、入居期間延長者は、令和6年3月19日（火）まで。

10. 入居辞退

入居を許可された者が辞退する場合には、令和5年3月2日（木）午後1時までに教養学部等学生支援課厚生チームへ届け出てください。研究科等への入・進学ができなかった場合も必ずご連絡ください。

11. その他

1) 火災保険（火災共済）

万一の場合に備えて火災保険等に参加することを奨励します。（宿舎居室内での火気の使用は認められていません。）

火災保険等は各損害保険会社や東京大学消費生活協同組合（東大生協）等で取り扱っており、保険料（掛金）は取扱機関によって異なります。

2) 宿舎生会（三鷹国際学生宿舎宿舎生会：MSC）

宿舎には入居者全員で組織する宿舎生会があります。宿舎生会は宿舎生の福利厚生の上昇、宿舎生間の交流を目的とする組織であり、同時に大学と宿舎生とのコミュニケーションにあたっての宿舎生側を代表する役割を担っています。

入居者には宿舎生会の運営、及び宿舎生会主催の各種行事に積極的に参加すること、ならびに、共同生活を円滑に営むための協力が求められています。

3) 院生会（三鷹国際学生宿舎院生会）

宿舎には居住する留学生の学生生活をサポートすることを目的とした大学院学生で組織する院生会があります。**選考で入居した大学院学生はその会員となり、活動への積極的な参加・協力が求められます。**

具体的な活動内容については「三鷹国際学生宿舎院生会について」、「院生会活動内容」をご覧ください。

4) 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当する者は選考の対象から除外します。また、入居後に判明した場合は入居許可を取り消す場合があります。
 - ① 提出書類に不備がある場合。（記入内容及び提出書類に疑問点がある場合は事前に学生支援課に問い合わせてください。）
 - ② 申請時に寄宿料または寄宿料以外の経費を滞納している者。また、申請後に同経費を滞納し、督促を受けても所定の期間内に納付しない者。
 - ③ 大学の学籍が無い者。また、令和5年4月1日より休学をする者。
 - ④ 虚偽の申告をして入居したことが明らかになった者。
- (2) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等））がある場合には、申請者が宿舎設備等を理解した上で申請してください。入居決定後の居室の変更はできません。
- (3) 入居許可期間前に荷物を預かることはできません。
- (4) **宿舎生活に関する詳細は入居ガイドンスで説明します。**

個人情報の取扱いについて

- (1) 入居申請にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入居者選考、②入居許可者発表、③入居手続業務、④学生宿舎の管理運営関係の業務を行うために利用する。
- (2) 入居申請に当たって知り得た個人情報は、①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請等）、③授業料徴収に関する業務、以上の用途以外には用いない。